

アライグマが急増しています！

北九州市内では特定外来生物に指定されているアライグマの被害、相談が増えてきています。

気づかぬところでアライグマの住みやすい環境を作っているかもしれません。アライグマによる被害を減らすため、皆さんでできる対策をお願いします。

見た目はかわいいですが、
とても凶暴です



尻尾が縞々なのが
大きな特徴

被害防止対策3か条

1 えさになるものを無くす

アライグマを含め、野生動物に「えさやり」をしない。
ペットのえさ、農作物の残渣、生ごみ等を屋外に放置しない。

2 住む場所を与えない

動物が入り込めそうな家屋のすき間はふさぎましょう。

3 捕獲する

アライグマを減らすには捕獲も必要になります。
自宅等が被害にあった場合は、捕獲許可を取ればご自身で捕獲することができます。鳥獣被害対策課までご相談ください。

アライグマ捕獲用小型箱わなの貸出について

アライグマ被害に困っている方に、捕獲用小型箱わなを貸し出します。
貸出を希望される場合は、鳥獣被害対策課までご相談ください。

概要

- ◎貸出期間 1ヶ月以内
- ◎貸出数 1基／1人
- ◎費用 貸出無料（餌代等は申請者の負担）
- ◎条件 事前に鳥獣捕獲等許可申請を行い、許可を受けること。



箱わなを設置する場所は、申請者の所有地又は管理地に限ります。
アライグマを捕獲後、ご自身で処分できない場合は、市が処分を行います。
箱わなの貸出回数には限りがあるため、在庫が無い場合はお待ちいただく
こととなります。

○小型箱わな貸出から返却までの流れ

- ①鳥獣捕獲等許可申請（郵送又は持参）を鳥獣被害対策課に行く。
- ②許可申請後、2週間以内に鳥獣捕獲許可証発行、申請者に連絡。
- ③申請者が鳥獣被害対策課に来所。有害捕獲許可証受け取りと箱わな借用申請。
箱わな受け取り時に職員がわなの設置方法を説明。
- ④申請者自身で所有地（管理地）内に箱わな設置、見回り、餌交換などの管理を行う。
- ⑤アライグマの捕獲を確認したら、申請者が鳥獣被害対策課に連絡。
- ⑥職員がアライグマを処分（ご自身で処分できる場合は連絡不要です）。
- ⑦申請者は貸出期限までに箱わなの汚れを落として鳥獣被害対策課に返却。

北九州市鳥獣被害対策課HP



問合せ先
〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局鳥獣被害対策課
電話：093-582-2269